



29 高都計第 514 号

平成 29 年 12 月 1 日

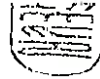
高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



建築基準法第 51 条ただし書きによる産業廃棄物処理施設の
敷地位置の判断について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書きの規定により特定行政庁が許可する
場合、都市計画審議会において敷地の位置が都市計画上支障がない旨の議を経る必要
がありますので、別紙のとおり審議会に諮問します。



29高建指第499号

平成29年10月13日

都市計画課長 様

建築指導課長



産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（依頼）

うえのことについて、建築基準法第51条ただし書の規定により特定行政庁が許可する場合、都市計画審議会において、都市計画上支障がない旨の議を経る必要がありますので、別紙のとおり審議会へ付議願います。

産業廃棄物処理施設(建築基準法第51条ただし書の規定による許可申請)の敷地の位置について

申請者:株式会社 田原工業 代表取締役 田原 計男

名称	位置	敷地面積 (㎡)	備考
産業廃棄物処理施設 (木くずの破碎施設)	土佐市高岡町字芋殻堂乙2201、乙2203、乙2199、乙2205、乙2206、乙2207-3、乙2207-4、乙2207-5、乙2207-6、乙2207-7、乙2207-9、乙2207-10、乙2208-2、乙2208-3、乙2210、乙2212-1、乙2215-1	10,451.93	

【理由】

平成15年から、当該敷地において移動式の木くず破碎機を使用し、木材類の中間処理を行ってきたが、近年の取扱量増加を踏まえ、新たな移動式の木くず破碎処理機を導入するとともに、敷地を追加拡大し、既存施設と一体的に利用することで、処理効率の向上を図るため。

【施設の概要】

設置者住所 氏名	土佐市高岡町乙2215番地1 株式会社 田原工業 代表取締役 田原 計男
施設の種類	産業廃棄物処理施設
破碎する廃棄物	木くず
設置場所	土佐市高岡町字芋殻堂乙2201、乙2203、乙2199、乙2205、乙2206、乙2207-3、乙2207-4、乙2207-5、乙2207-6、乙2207-7、乙2207-9、乙2207-10、乙2208-2、乙2208-3、乙2210、乙2212-1、乙2215-1
破碎機の種類	自走式木材破碎機 BR200T リフォレ
破碎処理能力	20~100m ³ /時間(11~55t/時間)、88~440t/日

【調査メモ】

建築基準法第51条の規定により、卸売市場、火葬場または汚物処理施設等の用途に供する建築物については、原則として都市計画においてその敷地の位置を決定したもの、または特定行政庁である知事が都市計画審議会の議を経て許可したものでなければ、新築または増築してはならないと定められている。

また、これらの施設以外にも「その他政令で定める処理施設」として、一定能力を超える産業廃棄物処理施設については、その規制の対象とされている。

その建築物には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条及び「同法施行令」第7条に規定されている産業廃棄物処理施設が該当することになっており、木くずの破碎施設にあっては、一日あたり処理能力が5トンを超えるものと定められている。

申請敷地においては、建築基準法第51条ただし書きの許可を取得し、移動式の木くず破碎処理機による木材類の中間処理を行ってきたが、今回、近年の取扱量の増加を踏まえ、新たな木くず破碎処理機を導入するとともに、敷地を追加拡大し、既存敷地及び施設と一体的に利用することにより処理効率の向上を図る計画としたことから、改めて、建築基準法第51条ただし書きの許可が必要となったものである。

当該施設の経過及び位置関係については、下記①から④のとおりです。

記

- ① 当該土地周辺権利者等から施設設置に関する同意を得ている。
- ② 平成15年より当該土地において木くずの中間処理を行っている。
- ③ 今回設置する木くずの破碎施設については、その処理能力や構造（機種）も含め、県環境対策課において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を取得している。（H29.9.20付け）
- ④ 今回の申請にあたり、土佐市長から「都市計画上の位置的には支障ないものと認めます。」との意見書も提出されている。

申請箇所の位置図



産業廃棄物処理施設の配置図



29土建設第985号

平成29年8月30日

高知県知事 尾崎 正直 様

土佐市長 板原 啓文



平成29年8月25日に提出のあった、建築基準法51条の規定による産業廃棄物処理施設に関する移動式破碎機設置に伴う許可申請について、下記のとおり副申します。

記

1. 申請者 土佐市高岡町乙2215番地1
株式会社 田原工業 代表取締役 田原計男
2. 申請地 土佐市高岡町字芋殻堂乙2201、乙2203及び乙2199、
乙2205、乙2206、乙2207-3、乙2207-4、
乙2207-5、乙2207-6、乙2207-9、
乙2207-10、乙2208-2、乙2208-3、乙2210、
乙2212-1、乙2215-1、乙2207-7番地
3. 意見書 今回の申請は、産業廃棄物処理施設に関する移動式破碎機設置であり、都市計画上の位置的には支障ないものと認めます。
尚、環境対策については十分配慮願います。